

平成 21 年 7 月 24 日

各 位

会 社 名 関 西 汽 船 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 黒 石 眞  
コ ー ド 番 号 9152  
上 場 取 引 所 東 証 2 部 大 証 2 部  
お 問 合 せ 先 執 行 役 員 三 澤 豊  
電 話 (06)6574 - 9131

## 定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式（下記において定義いたします。）の取得について、平成 21 年 8 月 19 日開催予定の臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の取得に係る議案が上記臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会において承認決議された場合、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）及び株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することになりますので、当社普通株式は平成 21 年 8 月 20 日から平成 21 年 9 月 15 日までの間、整理銘柄に指定されたあと、平成 21 年 9 月 16 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所及び大阪証券取引所において取引することはできませんのでご注意ください。

### 記

#### 当社定款の一部変更

種類株式発行にかかる定款一部変更の件（定款一部変更 の件）

#### 変更の理由

平成 21 年 4 月 28 日当社プレスリリース「株式会社商船三井による当社株式に対する公開買付けに関するお知らせ」等でご報告しましたとおり、株式会社商船三井（以下「商船三井」といいます。）は、平成 21 年 3 月 19 日から当社普通株式に対して公開買付けを実施し、平成 21 年 5 月 8 日（決済日）をもって当社普通株式 17,583,914 株を買い付けるなどした結果、公開買付けにおける商船三井所有の当社株式に関わる議決権の数は、610,601 個（総株主の議決権の数に対する所有割合 89.11%（ただし、平成 20 年 12 月 31 日における当社発行済株式総数（自己株式は含みません）に、平成 21 年 4 月 13 日付第三者割当増資による発行株式数を加えたものを基準

に算出しています。)) となりました。

商船三井は、商船三井グループ内のフェリー事業の再編の可能性を見据えて、その収益を拡大化させるためには短期的な利益追求にとらわれない柔軟な経営戦略の策定と遂行並びにこれらを法令上及び実務上機動的かつ柔軟に実現するための意思決定の確保が必要かつ不可欠であるところから、当社を完全子会社化することを企図しております。

当社としても、商船三井の完全子会社となることで経営の効率化を図り、当社の抜本的な経営改革を断行し、迅速な意思決定体制を構築することで企業価値の向上を実現することが最良との結論に至っております。

当社では、財務戦略の総合的観点等も考慮した上で、以下の方法により商船三井による完全子会社化を実施することといたしました（以下総称して「本定款一部変更等」といいます。）

当社定款の一部を変更し、A種種類株式を発行する旨の定めを新設いたします。これに伴い、平成21年8月19日現在において発行済みの当社株式を「普通株式」と呼称することといたします。

上記 による変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会特別決議によってその全部を取得する全部取得条項（会社法108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。また、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合は、全部取得条項付普通株式1株と引き換えに、A種種類株式747万分の1株を交付することを定めるものといたします。会社法第171条並びに 及び による変更後の当社定款に基づき、株主総会の特別決議によって、全部取得条項付普通株式を有する株主様（当社を除きます。以下「全部取得条項付普通株主様」といいます。）から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、各全部取得条項付普通株主様に対して、取得対価として全部取得条項付普通株式1株と引き換えにA種種類株式747万分の1株を交付いたします。

定款一部変更 の件は、本定款一部変更等のうち を実施するものであります。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項7号）上記 は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記 を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。かかる種類株式としては、以下の内容のA種種類株式を設けることとしております。

会社法第171条並びに上記 及び による変更後の当社定款の定めに従って、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合、商船三井以外の各全部取得条項付普通株主様に対して取得対価として交付される当社A種種類株式は、商船三井による完全子会社化を実現するために、1株未満の端数となる予定です。

全部取得条項付普通株主様に対する当社A種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につ

きましては、その合計数（会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。なお、この場合でも下記の売却代金の交付に際しては各全部取得条項付普通株主様が交付を受ける端数の割合に応じ、売却代金が交付される予定で）に相当する株式は、会社法第 234 条の定めに従い、必要となる裁判所の許可を得られることを条件としてこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて全部取得条項付普通株主様に交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社では会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て A 種種類株式を商船三井に対して売却することを予定しております。この場合の A 種種類株式の売却代金につきましては、必要となる裁判所の許可が予定通り得られた場合には、各全部取得条項付普通株主様が保有する当社普通株式数に 63 円（商船三井が当社普通株式に対して公開買付けを行った際における買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各全部取得条項付普通株主様に交付できるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付する金額が上記金額と異なる場合もあります。

定款一部変更 の件は、本定款一部変更等の として、当社が種類株式発行会社となるとともに、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価を定めるため、A 種種類株式についての規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。また、定款第 7 条におきましては、これまで当社は、事務負担の軽減を図るため、100 株を単元株式数として規定していたところ、同第 7 条は、当社普通株式に単元株式数を定めるものであるため（本件に係る定款変更で設けられる A 種種類株式には単元株式数を定めません。）、その趣旨を明確にするために所要の変更をするものであります。

なお、定款一部変更 の件にかかる定款変更は、定款一部変更 の件が承認可決された時点で効力を生じるものといたします。

#### 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線を付した部分は変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
（発行可能株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1 億 5 百 60 万株とする。	（発行可能株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>105,600,000 株とし、このうち第 6 条の 2 に定める内容の株式（以下「普通株式」という。）の発行可能株式総数は 105,599,900 株、第 6 条の 3 に定める内容の株式（以下「A 種種類株式」という。）の発行可能株式総数は 100 株とする。</u>



定款一部変更 の件は、本定款一部変更等のうち、 定款の一部を変更し、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定めとして、追加変更案第 6 条の 4 を新設するものであります。本件が承認された場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

また、本定款一部変更等の の後、株主総会の特別決議によって当社は全部取得条項付普通株主様(当社を除きます。)から全部取得条項付普通株式を取得しますが(本定款一部変更等の )、当該取得と引換えに当社が全部取得条項付普通株主様に交付する取得対価は、定款一部変更 の件における定款変更案により設けられる A 種種類株式とする旨の定めを定款一部変更 の件に係る定款変更案に設けております。当社が全部取得条項付普通株式 1 株につき全部取得条項付普通株主様に交付する A 種種類株式の数は、商船三井以外の各全部取得条項付普通株主様に対して当社が交付する A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となるように、747 万分の 1 株としております。

なお、定款一部変更 の件にかかる定款変更の効力発生日は、平成 21 年 9 月 25 日といたします。

#### 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。定款一部変更 の件による変更後の定款の規定を追加変更するものであります。なお、定款一部変更 の件にかかる定款変更の効力発生は、定款一部変更 の件及び後記全部取得条項付普通株式の取得の決定の件のご承認が得られることを条件といたします。

( 下線を付した部分は変更箇所 )

現 行 定 款	追 加 変 更 案
( 新 設 )	<u>( 全部取得条項 )</u> <u>第 6 条の 4</u> <u>当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によって会社法第 171 条第 1 項各号に規定する事項を定めることにより、その全部 ( 自己株式を除く。 ) を取得できることをその内容とする。当該取得を行う場合には、当社は、普通株式の取得と引換えに、新たに発行する A 種種類株式を普通株式 1 株につき 747 万分の 1 株の割合をもって交付する。</u>

## 全部取得条項付普通株式の取得

### 全部取得条項付普通株式の取得の決定の件

#### 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

定款一部変更 の件で説明申し上げておりますとおり、当社は、本定款一部変更等により、当社を商船三井の完全子会社とすることが最良と判断しております。

全部取得条項付普通株式の取得の決定の件（以下「全部取得決定の件」といいます。）は、本定款一部変更等のうち、会社法第 171 条並びに定款一部変更 の件及び定款一部変更 の件による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社は全部取得条項付普通株主様（当社を除きます。）から全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに以下に定めるとおり、全部取得条項付普通株主様に対し取得対価を交付するものであります。

かかる取得対価としては、定款一部変更 の件における定款変更案により設けられる A 種種類株式とさせていただきます。全部取得決定の件をご承認いただいた場合、商船三井以外の各全部取得条項付普通株主様に対して当社が交付する取得対価である A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。このように、交付される A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となる全部取得条項付普通株主様に関しましては、会社法第 234 条の定めに従って以下のとおりの 1 株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

当社では、全部取得決定の件をご承認いただいた場合に、全部取得条項付普通株主様に交付することとなる 1 株未満の端数の合計数（会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の A 種種類株式について、会社法第 234 条第 2 項に基づく裁判所の許可が得られることを条件に、商船三井に対する売却を予定しております。この場合の A 種種類株式の売却代金につきましては、必要となる裁判所の許可が予定通り得られた場合には、各全部取得条項付普通株主様が保有する当社普通株式数に 63 円（商船三井が当社普通株式に対して公開買付けを行った際における買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各全部取得条項付普通株主様に交付できるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付する金額が上記金額と異なる場合もあります。

全部取得決定の件にかかる全部取得条項付普通株式の取得の効力発生は、定款一部変更 の件及び定款一部変更 の件にかかる定款変更の効力が生じることを条件といたします。

### 全部取得条項付普通株式取得の内容

#### 全部取得条項付普通株式取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第 171 条並びに定款一部変更 の件及び定款一部変更 の件による変更後の定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日（下記 において定めます。）前日の最終の当社の株主名簿に記録された全部取得条項付普通株式株主様（当社を除きます。）に対して、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、

新たに発行する A 種種類株式を 747 万分の 1 株の割合をもって交付します。

取得日

平成 21 年 9 月 25 日といたします。

その他

その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

本定款一部変更等の日程の概要

本定款一部変更等の日程の概要（予定）は、以下のとおりです。

臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会基準日

平成 21 年 7 月 11 日

臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集に関する取締役会

平成 21 年 7 月 24 日

臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会

平成 21 年 8 月 19 日

整理銘柄への指定

平成 21 年 8 月 20 日

当社普通株式の売買最終日

平成 21 年 9 月 15 日

当社普通株式の上場廃止日

平成 21 年 9 月 16 日

全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日

平成 21 年 9 月 24 日

全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式交付の効力発生日（取得日）

平成 21 年 9 月 25 日

（ご参考）

臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会の決議事項は以下のとおりです。

臨時株主総会

決議事項

第 1 号議案 種類株式発行にかかる定款一部変更の件（前記定款一部変更 の件）

第 2 号議案 全部取得条項にかかる定款一部変更の件（前記定款一部変更 の件）

第 3 号議案 全部取得条項付普通株式取得の決定の件（前記全部取得の件）

普通株主様による種類株主総会

決議事項

議案 全部取得条項にかかる定款一部変更の件（前記定款一部変更 の件）

以上